



平成 15 年 12 月 4 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 日 本 エ ス コ ン		
代 表 者 の 役 職 氏 名	取 締 役 社 長	直 江 啓 文	
	(登録銘柄 コード番号 8892)		
連 絡 者 氏 名	社 長 室 マ ネ ー ジ ャ ー	稲 富 誠 一 郎	
T E L (0 6) 4 7 9 0 - 1 7 8 0			

2007年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成 15 年 12 月 4 日開催の取締役会において、2007 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社 債 の 名 称 株式会社日本エスコン 2007 年 12 月 21 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債 (以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という)
2. 本 社 債 の 発 行 価 額 本社債額面金額の 100% (各本社債額面金額 2,000,000 円)
3. 本 新 株 予 約 権 の 発 行 価 額 無償とする。
4. 払 込 期 日 及 び 発 行 日 2003 年 12 月 22 日 (スイス時間。以下別段の表示がない限り同様とする。)
5. 募 集 に 関 す る 事 項
 - (1) 募 集 の 方 法 Daiwa Securities SMBC Europe Limited, London, Geneva Branch (以下「Daiwa Securities SMBC Europe」という。)の総額買取引受によるスイス連邦を中心とする海外市場 (但し、アメリカ合衆国を除く。)における私募。なお、当社は Daiwa Securities SMBC Europe に対し、2003 年 12 月 15 日正午までに当社に通知することにより、本社債額面金額合計額 5 億円を上限として追加的に本新株予約権付社債を買い取る権利を付与する。
 - (2) 発 行 価 格 (募 集 価 格) 本社債額面金額の 102.5%
6. 本 新 株 予 約 権 に 関 す る 事 項
 - (1) 本 新 株 予 約 権 の 目 的 的 たる 株式の種類及び数 本新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行又は当社の保有する当社普通株式を移転 (以下、当社普通株式の発行又は移転を、当社普通株式の「交付」という)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第 (3)号記載の転換価額で除した数とする。行使により生じる 1 株の 100 分の 1 未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により 1 株の 100 分の 1 の整数倍の端株式が発生する場合には、商法に定める端株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。
 - (2) 本 新 株 予 約 権 の 総 数 1,000 個及び上記 5 .(1)記載の Daiwa Securities SMBC Europe の権利行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額を 2,000,000 円で除した個数の合計数
 - (3) 本 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 払 込 を な す べ き 額 各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。
当初転換価額
本新株予約権の行使に際して払込をなすべき 1 株あたりの額 (以下「転換価額」という)は、今後開催予定の当社取締役会で決定する。(但し、平成 15 年 12 月 1 日開催の当社取締役会において決議された、平成 15 年 12 月 31 日 (但し、平成 15 年 12 月 31 日は名義書換代理人の休業日につき、

ご注意：この文書は、当社が 2007 年満期円貨建転換社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

実質上は平成 15 年 12 月 30 日)最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を普通株式 1 株につき 3 株の割合をもって平成 16 年 2 月 20 日付けで分割する株式分割に係る調整を反映したものとす。)但し、上記株式分割に係る調整を反映して定められる転換価額をもとに算定される本新株予約権が行使された場合に交付すべき当社普通株式の総数が、当社普通株式の授権株式数のうちの留保株式数を超えた場合には、本新株予約権付社債の発行を中止する。

転換価額の調整

転換価額は、当社が本新株予約権付社債発行後、当社普通株式の時価を下回る金額で新たに普通株式を交付する場合には、次の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{1株当り払込金額} \times \text{交付株式数} \text{又は譲渡価額}}{\text{1株当り時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(なお、「既発行株式数」には当社が自己株式として有する当社普通株式は含まない。)

また、転換価額は、株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付与されたものを含む。)の発行、その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整される。但し、当社のストック・オーナー・プラン、インセンティブ・プランその他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には調整は行われない。

転換価額の方修正

2004 年 12 月 7 日及び 2005 年 12 月 6 日(いずれも日本時間とし、以下それぞれ「第 1 決定日」及び「第 2 決定日」という。)までの各 5 連続取引日(決定日当日を含む。)の当社普通株式の最終価格の平均値に 1.025 を乗じ 1 円未満を切り上げた金額が、当該決定日現在の転換価額を 1 円以上下回る場合、転換価額は、第 1 決定日にかかる修正については 2004 年 12 月 22 日、第 2 決定日にかかる修正については 2005 年 12 月 21 日(いずれも日本時間とし、以下それぞれ「効力発生日」という)以降、上記により算出された金額(但し、いずれの場合も算出の結果、第 1 決定日現在の転換価額(又は上記の調整後転換価額)の 80%未満となる場合、転換価額は第 1 決定日現在の転換価額(又は上記の調整後転換価額)の 80%に当る金額で 1 円未満を切り上げた金額とする。)に修正される。当該決定日の翌日から当該効力発生日(同日を含む。)までの期間、上記に従い転換価額が調整された場合は、上記修正転換価額は更に修正される。

(4) 本新株予約権の発行価額及びその行使時の払込金額の算定理由

今後開催する取締役会で決議する。

(5) 新株の発行価額中の資本組入額

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式 1 株当たりの資本組入額は、発行価額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

(6) 行使請求期間

2004 年 1 月 19 日から 2007 年 12 月 7 日のジュネーブ市における銀行営業終了時まで。但し、下記 7.(5)、若しくはのいずれかにより本社債が 2007 年 12 月 7 日以前に償還される場合は、当該償還日に先立つ 5 営業日目のジュネーブ市における銀行営業終了時まで、又は、下記 7.(5)に従って本社債が預託された場合は、2006 年 12 月 22 日に先立つ 5 営業日目のジュネーブ市における銀行営業終了時まで。また、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権を行使することはできないものとする。

(7) 行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

- (8) 代用払込に関する事項 商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により本新株予約権を行使したときは、本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとみなす。
- (9) 消却事由及び消却条件 該当なし。
- (10) 行使によって交付された株式の配当起算日 本新株予約権の行使により交付する株式に関する利益配当金又は中間配当金(商法第293条ノ5による金銭の分配)は、本新株予約権の効力発生日の属する配当計算期間(毎年6月30日及び12月31日にそれぞれ終了する6ヶ月間の期間をいう)の始めに本新株予約権行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う

7. 本社債に関する事項

- (1) 本社債の総額 20億円及び上記5.(1)記載の Daiwa Securities SMBC Europe の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額
- (2) 各本社債券の金額 2,000,000円
- (3) 本社債の利率 本社債には利息は付さない。
- (4) 満期償還 2007年12月21日に、本社債額面金額の100%で償還する。
- (5) 繰上償還 130%コールオプション条項による繰上償還
2006年12月22日以降2007年12月20日までのいずれかの日に、日本証券業協会が公表する当社普通株式の最終価格が、30連続取引日(終値のない日を除く。)にわたり、当該各取引日に適用のある転換価額(上記6(3)に定義される。)の130%以上であった場合、当社はその選択により本新株予約権付社債の所持人に対して、当該30連続取引日の末日から15日以内に償還日から30日以上60日以内の事前の通知を行ったうえで、残存する本社債の全部(一部は不可。)を本社債額面金額で償還することができる。
株式交換・株式移転による繰上償還
当社は、当社が株式交換又は株式移転(以下「株式交換等」という)により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議しその結果当社普通株式が日本証券業協会において店頭登録株として取引されなくなりかつその時点において当社普通株式が上場されているいかなる日本の証券取引所からも上場廃止された場合、日本において適用のある法律(かかる法律の当局又は裁判所の解釈若しくは適用を考慮する。)に基づき法的かつ実務的に可能なときには、当社は、完全親会社となる会社をして後記社債買取、支払代理及び新株予約権行使代理契約の補足代理契約を締結させ、かつ、その当時未償還の各本新株予約権付社債所持人が、新株予約権行使期間中、本新株予約権を行使することができ、かつ株式交換等の効力発生の直前に本新株予約権の行使の請求を行ったとすれば受け取るべき数の当社普通株式を有する当社株主が株式交換等により受け取ることのできる種類及び数の株式並びにその他の有価証券及び資産をかかるとの請求により受け取ることが可能となる方法での取引を組成する最善の努力を尽くす。当社が最善の努力を尽くしたにもかかわらず、上記の方法で株式交換等を行うことができない場合、当社は、当該株式交換等の効力発生日以前に、30日以上60日以内の事前の本新株予約権付社債所持人に対する通知をし、残存する本社債の全部(一部は不可)を2003年12月23日以降下記に定める償還価額で償還することができる。
- | | |
|----------------------------|------|
| 2003年12月23日から2004年12月20日まで | 104% |
| 2004年12月21日から2005年12月20日まで | 103% |
| 2005年12月21日から2006年12月20日まで | 102% |
| 2006年12月21日から2007年12月20日まで | 101% |

税制変更等による繰上償還

本社債に関する支払期日に際して、当社に下記(10)記載の特約に基づく追加支払の義務が既に生じていること、又は生じうることを当社が Daiwa Securities SMBC Europe に了解させた場合、当社は、いつでも、本新株予約権付社債の所持人に対して 30 日以上 60 日以内の事前の通知をしたうえ、2003 年 12 月 23 日以降 2007 年 12 月 20 日までいつでも、本社債残高全額（一部は不可）を本社債額面金額で償還することができる。

本新株予約権付社債の所持人による繰上償還の請求

本新株予約権付社債の所持人は、2006 年 11 月 22 日から 2006 年 12 月 8 日までの間に、その所持する全部又は一部の本新株予約権付社債の新株予約権付社債券を償還権行使の請求書に付して Daiwa Securities SMBC Europe に預託することにより、2006 年 12 月 22 日に、本社債の額面金額の 100% で当該本社債を償還することを当社に対して請求できる。かかる償還を請求した本新株予約権付社債の所持人は、償還日の 5 営業日前の日の銀行営業終了時まで、本新株予約権を行使しない限り 償還日に本新株予約権を放棄したものとみなす。

(6) 買入消却

当社又は当社の子会社は、スイス中央銀行の規則に従って、いつでも本新株予約権付社債を Daiwa Securities SMBC Europe を介して買入れ、買入れた本新株予約権付社債を保有及び譲渡することができる。また、当社は、買入れた本新株予約権付社債を Daiwa Securities SMBC Europe に引き渡して消却することができる。かかる消却をする場合、消却された本新株予約権付社債に付せられた本新株予約権は同時に放棄される。

(7) 債務不履行等による強制償還

本社債の元金の支払遅滞、その他本新株予約権付社債の要項に記載の一定事由が発生し、Daiwa Securities SMBC Europe が本社債の期限の利益喪失を当社に通知した場合、当社は本社債残高全額を額面金額で、当該通知受領より 15 日後に、それ以前に当該事由が治癒されない限り 又は善意に基づく争いがある場合には、Daiwa Securities SMBC Europe が本新株予約権付社債の所持人のために合理的に要求する当該争いのある金額の支払いのために担保若しくは保証が提供されない限り 償還しなければならない。

(8) 社債券の様式

無記名式新株予約権付社債券

(9) 本社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行する。

(10) 財務上の特約

追加金の支払

本社債の元本及び額面超過金（もしあれば）は、日本の租税公課を源泉徴収することなく支払われる。もし、かかる源泉徴収が必要となった場合は、当社は一定の日本国非居住者又は外国法人である本新株予約権付社債の所持人の受領金額が新株予約権付社債券に記載された元本及び額面超過金（もしあれば）の額と等しくなるように追加額を支払う。

担保設定制限

本社債の存続期間中、当社は、当社により発行される現在又は将来の「外債」又は「外債」についての当社による保証につき、その所持人のための当社の現在又は将来の資産又は収入に質権、抵当権その他の担保を設定しない。但し、当該担保の利益が同時に本社債にも同比率で及ぶ場合、又は Daiwa Securities SMBC Europe が十分であると認める担保又は保証が本新株予約権の所持人のために提供される場合はこの限りではない。

上記における「外債」とは、ボンド、ディベンチャー又はノートにより表章される債務（日本法上の社債に該当し、償還期間が1年を超えるものをいう）のうち(a) ()日本円以外の通貨で表示されるもの、又は()日本円で表示され当初その元本総額の過半が当社により若しくはその承諾を得て日本国外で募集又は販売されるものであって、かつ(b)発行の際に日本国外の証券取引所、店頭市場若しくはその他の類似の定評のある証券市場において上場又は値付けされるものをいう

8. 上場取引所

該当なし。

以上

(ご参考)

1. 資金の使途

(1) 調達資金の使途

手取金概算額 1,980,000,000 円 (Daiwa Securities SMBC Europe の追加買取権が全額行使された場合には 2,480,000,000 円)については、不動産関連業務受託事業の一部である不動産流動化事業等において今後行われる予定の商業施設等の流動化等のための運転資金に充当予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今回の発行に伴い調達した資金により、当社において収益性の高い事業となっております不動産流動化事業等への運転資金として活かし、来期以降の業績向上に大いに寄与できるものと考えております。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、経営基盤確保と株主資本利益率の向上に努めるとともに、安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保金は、経営体質の充実ならびに今後の事業展開に役立てる所存であります。

(3) 過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 13 年 1 月期	平成 14 年 1 月期	平成 15 年 1 月期
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	124,242.98 円	93,135.52 円	90,904.22 円
1 株 当 たり 配 当 金	5,000 円	5,000 円	3,000 円
実 績 配 当 性 向	4.6%	5.9%	3.1%
株 主 資 本 利 益 率	27.8%	26.4%	36.5%
株 主 資 本 配 当 率	2.98%	1.51%	1.20%

(注) 各決算期の株主資本利益率は、当該決算期間の当期利益を株主資本 (当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均) で除した数値です。

各決算期の株主資本配当率は、当該決算期間の年間配当金総額を株主資本 (当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均) で除した数値です。

平成 14 年 6 月 20 日付で 1:2 の株式分割を実施しております。

3. その他

(1) 売先指定の有無

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。

なお、当社はストックオプション制度を採用しており、旧商法第 280 条ノ 19 の規定に基づく新株予約権の目的となる株式の数、発行価格、資本組入額及び権利行使期間は次の通りであります。

	平成 15 年 12 月 3 日現在
株主総会の特別決議日	平成 13 年 4 月 26 日
新株予約権の目的となる数	509 株
新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額	発行価格 115,000 円 資本組入額 57,500 円
新株予約権の行使期間	平成 15 年 8 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日

(3) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成 13 年 8 月 30 日	223,125 千円	896,955 千円	951,175 千円

(注)平成 13 年 8 月 30 日付で当社株式の日本証券業協会への登録に伴い、公募増資による新株式発行及び売出し (発行株式数 750 株、発行価額 595,000 円、資本組入額 297,500 円)を実施しております。

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成13年1月期	平成14年1月期	平成15年1月期	平成15年12月期
始 値			1,510,000 円	398,000 円
高 値		2,300,000 円	1,590,000 円 640,000 円	1,010,000 円
安 値		800,000 円	1,190,000 円 370,000 円	280,000 円
終 値		1,500,000 円	400,000 円	800,000 円
株価収益率		16.1 倍	4.4 倍	

(注) 平成13年8月30日付で当社株式の日本証券業協会への登録に伴い、公募増資による新株式発行及び売出し(発行株式数750株、発行価額595,000円、資本組入額297,500円)を実施しております。

平成14年6月20日付で1:2の株式分割を実施しております。

平成15年1月期において印が付された株価は、上記の株式分割の権利落後の株価を表示しています。

平成15年12月期の株価については、平成15年12月3日現在で表示しております。

株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値です。

(4) その他

該当事項はありません。

以上